

まもなく開通！ 国道367号

平成18年3月8日、朽木村井地先で発生した大規模な地すべりは、国道367号を寸断し、地域の観光産業、住民生活に甚大な被害をもたらしました。翌年6月から始まった本格的な復旧工事から約2年。迂回路を利用していただくなど長期間にわたり不便を強いられてきましたが、ようやく、3月19日に開通する見込みとなりました。

開通日に向け、地元ではイベントを計画されるなど、春の訪れを目前に控え活気づいています。
交通景観政策課 ☎(22)0904



大規模な地すべりが発生

雪解けの地下水により、3月8日に地すべりが発生。それ以降にも、降雨の影響で3回にわたって地すべりがおき、崩落した土砂が安曇川の対岸近くまで達しました。

完成まであともう少し！

18年度には、迂回路や仮橋の設置工事を実施。19年度には、土砂の搬出・上部法面の補強工事（写真①）、20年度は下部の補強工事を実施しています（写真②）。コンクリート法枠工の細かな網の目が張りめぐらされ、地山と法枠工を一体化させ安定させます。



『なます』の皆さんに「防災まちづくり大賞 総務大臣賞」

昨年の「高島市災害ボランティア活動連絡協議会」の設立など、市民の皆さんの自主防災活動やボランティア活動の盛り上がりは目をみはるものがあります。

そんな中、総務省から特に優れた地域における防災への取り組みとして、新旭町で8年間にわたり減災活動を続けてこられた「たかしま災害支援ボランティアネットワーク『なます』」の皆さんが「第13回防災まちづくり大賞 一般部門 総務大臣賞」を受賞されました（全国で2団体）。

防災・減災啓発活動として『備えと構え』をテーマに、防災・減災啓発漫才、腹話術、紙芝居、災害や救出・救助等に係る図上訓練など、対象に合わせたプログラムで年間50回の地域出前講座を実施されていることが、特に高く評価されました。



高島市が誕生して4年。防災行政も防災行政無線の統合やデジタル化、そしてハザードマップの作成など防災基盤が徐々に整備されてきました。また、地域防災計画を頂点とするマニュアル体系や防災教育・訓練等のソフト面も逐次充実し、基盤整備から運用への転換期を迎えています。

市では、市民の皆さんとの協働をより一層推進し、地域防災力の更なる向上を目指しています。ご支援ご協力をお願い致します。

■ご利用ください！防災出前講座

- ▼対象 市内にお住まいの概ね10人以上の団体、自主防災組織等
- ▼日時 ご希望の日時で調整します。
- ▼費用 無料（但し会場使用料は申込者負担）
- ▼申込方法 希望日の2週間前までに申請書を総合防災課に提出または連絡をお願いいたします。

総合防災課 ☎(25)8133



ごみ集積所からの資源物の持ち去り禁止！！

高島市では、市民の皆さんにごみ集積所に適正に排出していただいた飲食用缶、新聞等の資源物を、貴重な財産として有効に活用しています。しかし、市が回収する前にトラックなどで持ち去る行為が発生していることから、平成21年4月1日から、条例により集積所に出していただいた資源物（飲食用缶、びん、ペットボトル、新聞、ダンボール、古着等）の所有権が市にあることを明確にし、市または市の委託を受けた者以外の者が回収することを禁止しました。

《改正のポイント》

①資源物の所有権を規定

排出基準に従い集積所に排出された家庭系廃棄物のうち、飲食用缶、びん、ペットボトル、新聞、ダンボール、飲用紙パック、古着などの資源として再利用できる資源物の所有権は、高島市に帰属することとします（可燃ごみなどについては対象外とします）。

※これは、営利を目的とした悪質な持ち去り行為者への対抗手段として明確にするもので、あらかじめ市長に届出等された団体等に対して、所有権を主張するものではありません。

②収集運搬の禁止

市および市の委託を受けた者以外の者が、集積所に排出された資源物を収集運搬することを禁止します。ただし、あらかじめ、市長に届出等された団体等（自治会、福祉施設、



学校のPTAや保護者会、青少年育成団体、その他市長が適当と認める団体）については、適用除外とします。

③収集運搬の中止命令と違反事実の公表

市および市の委託を受けた者ならびに市長に届出等された団体等以外の者が収集運搬する行為を「資源物の持ち去り行為」とみなし、その行為の中止と資源物を集積所に戻すよう命令することとします。収集運搬の中止命令に従わなかった者に対しては、その事実を公表します。



《資源物の持ち去り防止のためのお願い》

①資源物の

集団回収団体との調整

市内では、区、自治会、福祉施設、学校PTAなどが資源物の回収活動をされており、集積所を利用して行われている場合があります。条例で規制する対象は、営利を目的とした悪質な持ち去り行為であり、市内の自治会や福祉施設等で行われている資源物の集団回収活動を阻害しよとするものではありませんので、集団回収活動を実施されている団体等との調整を行います。

②資源物持ち去り行為の通報

市では持ち去り行為を発見した時は現場指導を行いますので、持ち去り行為を発見した場合は、「場所、時間、車両および持ち去りを行った者の特徴など」の情報を環境政策課にお寄せください。

環境政策課

☎(25)81-233